

南丹市地域自立支援協議会
議 事 録

南丹市地域自立支援協議会事務局
(南丹市市民福祉部社会福祉課)

平成28年度第3回南丹市地域自立支援協議会議事録

1. 招集年月日 平成29年2月20日（月）
2. 開催年月日 平成29年3月13日（月）午後2時～4時
3. 開催場所 南丹市役所4号庁舎2階会議室

4. 委員の総数及び出席者数並びにその氏名

- (1) 委員の総数 20名
- (2) 出席者数 15名
- (3) 出席した委員の氏名（敬称略）

役職	氏名	所属役職	出欠	備考
会長	内藤政博	社会福祉法人京都太陽の園事務局長	○	
副会長	吉野 隆	南丹市身体障害者福祉会長	○	
委員	塩満 卓	佛教大学社会福祉学部講師	○	
委員	仲 絹枝	南丹市議会厚生常任委員	○	
委員	南 清	南丹市民生児童委員協議会副会長	○	
委員	松本久仁子	南丹市社会福祉協議会自立支援部長	○	
委員	塩貝範子	口丹心身障害児者父母の会連合会	○	
委員	横谷善郎	南丹市精神保健福祉推進家族会南丹つぼみ会日吉支部長	○	
委員	田中美優貴	京都府視覚障害者協会南丹京丹波支部事務局長	○	
委員	高向一統	特定非営利活動法人城山共同作業所施設長	○	
委員	杉森良信	特定非営利活動法人はびねすサポートセンター事務局長	×	
委員	奥村研也	社会福祉法人あけぼの学園るりけい寮長	○	
委員	好川賢一	ふない聴覚言語障害センター長	○	
委員	細井 正	京都西陣公共職業安定所園部出張所総括職業指導官	○	
委員	和田誠司	なんたん障害者就業・生活支援センター長	○	
委員	丸岡恵真	京都府立丹波支援学校長	×	
委員	國府諭史朗	公立南丹病院事務局長	×	
委員	上西ますみ	京都府南丹保健所福祉室副室長	×	
委員	山本政寿	花ノ木医療福祉センター地域支援部相談係長	×	
委員	高屋光晴	障害者生活支援センターこひつじ所長	○	
合計	20名		15名	

5. 傍聴者数 0名

6. 議事の経過の要領及び議事別の議事事項

<p>司会 (矢田参事)</p>	<p>お待たせいたしました。皆様には、大変お忙しいなかご出席いただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより南丹市地域自立支援協議会を開催させていただきます。</p> <p>司会を務めさせていただく南丹市市民福祉部社会福祉課参事の矢田でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、開会にあたり、内藤政博会長よりごあいさつを申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>本日は、お忙しいなかご出席いただき、また、皆様のお力添えでこの1年間務めることができたことに対して、心から感謝を申し上げます。</p> <p>丹波支援学校高等部卒業式に学校評議員として出席しましたが、今年度の卒業生27名の進路状況は、企業就職5名、障がい者高等技術専門学校1名、福祉事業所20名、生活介護事業所での実習1名との報告がありました。卒業証書を受けられた生徒の皆さんは笑顔でしたが、学校を離れてそれぞれの道に進み、それぞれの新しい出会いに希望と不安が入り交じっているようにも感じました。福祉事業所の一員として、希望にあふれたこの笑顔が続くためにも、施設づくりの大切さを改めて痛感した次第です。</p> <p>さて、本日の協議事項ですが、重点的に取り組むべき課題として、障がい者の一般就労支援に関する方向性、障がい児の就学支援に関する方向性、南丹圏域障害福祉事業者等の研修プランについて、それぞれご審議いただきたく存じますので、よろしく願いいたします</p>
<p>司会</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、委員数20名のうち本会議の出席委員数は15名で、委員の半数以上にご出席いただいておりますので、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第1項の規定により、内藤会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、協議事項(1)障がい者の一般就労支援に関する方向性について、事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>失礼いたします。はじめに配布資料を確認させていただきます。次第、資料①一般就労支援に関する方向性、資料②就学支援に関する方向性、資料③圏域障害福祉事業者等の研修プランを配布しておりますが、漏れ落ち等ございませんでしょうか。</p> <p>なお、本日の協議事項については、年度初回の協議会で重点課題として位置</p>

づけていただき、今回は各課題の方向性を提案するものです。方向性の整理にあたり、調査や協議にご協力・ご参画いただいた事業所並びに関係機関の皆様
に厚くお礼申し上げます。

一般就労支援に関する方向性について、資料①-1をご覧ください。

1 ページの1. 各機関の実施業務として、(1) 就業・生活支援センターは、
当事者に就職準備や職場定着の支援、生活に関する助言などを行い、企業には
制度の紹介や相談に応じるほか、就職後のフォローなどを行う機関で昨年度の
一般就労実人数は6人です。

(2) ハローワークは、当事者に求職登録や就職に関する助言などを行い、
企業には求人開拓、制度の紹介や相談に応じるほか、雇用管理のアドバイスな
どを行う機関で、昨年度の一般就労実人数は13人です。なお、うち6人は就
業・生活支援センターが最初に相談を受けて当事者の状況を把握したうえで、
ハローワークにつないで就労するという相談経路をたどられた方です。

(3) 生活相談センターは、生活にお困りの方からの相談などに応じる機関
で、就労専門機関ではありませんので、昨年度の一般就労はありません。

2 ページの(4) 基幹相談支援センターと社会福祉課は、当事者からの相談
に応じた助言や福祉サービスの利用、専門機関の紹介などを行う機関で、就労
専門機関ではありませんので、昨年度の一般就労はありません。

2. 洗い出した課題では、(1) 当事者側は就労意欲が低い、1日勤務できな
い、希望と現実の違いを理解できない、障がい受容ができない、(2) 福祉事業
所側は就労のノウハウ不足、(3) 企業・社会側は障がいの理解不足、障がいの
ある方を健常者に近づける考え方が多い、雇用に消極的、医療環境や特性に応
じた就労条件が未整備、通勤手段の確保が困難、(4) その他は関係機関の相互
理解・連携不足、一般校から福祉につながることなく就労後、課題が深刻化し
てから福祉にたどりつくといったことを挙げています。

3 ページの3. 解決に向けた取り組みでは、(1) 連携の強化などでカバーで
きる領域として、①は就業・生活支援センター、ハローワーク、生活相談セン
ター、基幹相談支援センター、社会福祉課共用の当事者向けチラシを次年度か
ら窓口配布し、当事者への情報提供や各機関の業務範囲の共有により、当事者
の自己選択や適切な案内につなげます。

②は各機関共用の企業向けチラシを次年度から窓口配布するほか、市内企業
には社会福祉課から、誘致企業等にも商工観光課から配布し、企業への情報提
供や各機関の業務範囲の共有により、企業への啓発や適切な案内につなげます。

③は各機関共用の一次聞き取りシートを次年度から活用し、支援情報の共有
により、窓口対応の水準を向上させ、各機関の適切な支援準備につなげます。

④は企業対象の研修を開催し、就労支援事業所の紹介も行うことで、障がい者雇用の促進と就労支援事業所の受注獲得をめざします。なお、対外的なPRの場となりますので、協議会、就業・生活支援センター、ハローワークの共催にしたいと考えています。

⑤は一般就労した方が気軽に集えて相談できる場の開設で、当事者の悩みを共有し、就労継続意欲の喚起や企業への課題提起につなげます。市主催で各機関からも職員派遣していただき、次年度に3回程度開催して、以後の実施方法も検討していく予定です。

4ページの(2)新制度の創設などがなければカバーできない領域は、どれもすぐには実施できない内容であり、まずは(1)に取り組むなかで、今後、制度創設の是非やどの機関がするのかということも含めて検討するための材料として、どのような制度であれば残った課題をカバーできるのかといった方向性を示したものです。

①就労支援事業所の機能増進は、福祉就労から一般就労まで機能分化された社会資源を地域間格差のないように整備するため、就労移行支援やA型の開設、B型に就労支援員を配置する事業者に補助するという内容ですが、市の予算や体制面に課題があります。

②一般就労した方の通勤支援は、事業主が当事者に通勤支援を行いやすいようにするため、通勤用バス運転手や通勤ヘルパー・通勤用駐車場の確保にかかる経費を補助するという内容ですが、市の予算や体制面に課題があります。

③各部門での支援情報の共有化は、様々な場面で切れ目なく支援できる体制を構築するため、支援ファイル・移行支援シートなどを共有するという内容ですが、保護者合意や情報の取り扱い、各部門での活用ルールの整備といった分野横断的な課題があります。

資料①-2は各機関共用の当事者向けチラシですが、表面に各機関の紹介、裏面に相談の仕方を記載しており、相談に至るハードルを下げるとともに、よりよい支援につなげるにはどのように相談すればよいかという点を主眼に作成しました。

資料①-3は各機関共用の企業向けチラシですが、計4ページ、A3両面2つ折りで印刷します。3ページまでに各種制度、4ページに各機関の紹介という構成で、企業にわかりやすく制度を紹介して障がい者雇用の促進のために作成しました。就労支援ネットワークも紹介しており、就労支援事業所への受注拡大もめざしています。

資料①-4は各機関共用の一次聞き取りシートですが、表面に聞き取り項目、裏面に活用方法を記載しています。裏面の活用する目的ですが、相談の背景に

	<p>は様々な主訴があり必ずしも就労が解決手段ではない、どの機関に相談があっても初期対応で主訴と必要な情報を把握し、適切な機関に引き継ぐことで状況に応じた支援につなげるとしており、働きたいという相談で各機関単独では完結しない場面で活用します。</p> <p>以上について、協議会でご承認いただければ、次年度の取り組み準備に移りたいと考えていますので、ご協議をよろしくお願いいたします。</p>
会長	事務局の説明に対し、ご意見や質問はございませんか。
横谷委員	一般就労実績が少ないと思います。また、就労できない方に対する支援の方向性はどのようになっているのですか。
事務局	一般就労については、今回重点課題に位置づけたところですが、当然他にも課題はあり、就労移行支援・就労継続A型・B型といったサービス体系のなかで、一般就労に向いている方は一般就労に、そうでない方はいわゆる作業所など福祉就労的なメニューを利用させていただいております。
横谷委員	就労移行支援・就労継続A型・B型の利用者以外の方への支援はあるのですか。生活サポートしかないのですか。
事務局	<p>生活サポートの他にも、居宅へのヘルパー派遣、就労継続B型も困難な方への生活介護、日中の居場所としての地域活動支援センターなど、多数のサービスがあります。</p> <p>一般就労がなかなか進まないということで、他にも課題はありますが、就労が困難な方も従来どおり支援しながら、今年度は一般就労支援を重点課題に位置づけて、今回新たにその方向性をお示したところです。</p>
仲委員	基幹相談支援センターは肝いりで発足しましたが、そのあり方はどのようになっているのですか。
高屋委員	<p>基幹相談支援センターは、虐待対応の窓口や他の相談支援事業所のスーパーバイズ的な役割も担っています。</p> <p>従来どおり多様な相談を受けていますが、基幹相談支援センターがなんでも中心に動くのではなく、課題に応じて適切な機関につないで対応していますので、就労について専門的に関わっているわけではありません。</p>
塩満	<p>課題や取り組みの方向性が整理されていて、読みやすい資料だと思います。</p> <p>1点目は資料①-1で、就業・生活支援センターとハローワークの実績が記載されていますが、この方達は何があったから就労できたとか、生の事例から見</p>

	<p>えることを分析すると、もう少しおもしろいことが見えてくると思います。洗い出した課題も、就労された方はこれをどのようにクリアしたとか、データとの突き合わせのなかで、何があれば働けるのかといったことを分析すると、今後のことが見えてきやすいと思います。</p> <p>2点目は資料①-4 ですが、これはアセスメントシートだと理解しているのですが、聞き取り項目のなかで、希望就労時間は答えにくいと思います。私が現場にいた時、当事者との面接にあたって重要視したのは、なぜ離職になったのか、なぜ仕事を辞めたのかという離職の理由です。それが今後乗り越えていかなければならない課題であって、目標につながってくると思います。もう少し詳しく聴収することで、課題を目標に転換して、それを克服するために何をしようかという支援につながってくると思います。</p>
事務局	<p>就業・生活支援センターで当事者の生活も含めた個別事情を把握し、就労に適しているのか、課題解決には就労がよいのかといったことを当事者の希望も含めて検討したうえで、就労がよいとなればハローワークにつないで就労されるというのが一般的な相談経路です。</p> <p>就業・生活支援センターの実績6名はハローワークを経由して就労にむすびついた方であり、ハローワークの実績のうちそれ以外の7名は就業・生活支援センターを経由せずに直接ハローワークから就労に結びついた方です。</p> <p>なぜ就労継続できなかつたのかといった部分はもう少し掘り下げる必要はありますが、この方向性は、就業・生活支援センター、ハローワーク、生活相談センター、機関相談支援センターと一緒に練り上げてきたもので、ここには記載していませんが、就労機関からは色々な意見を伺っており、そのなかで抜粋してこの方向性に抜き出しました。これはスタートであって、これまで労働機関と福祉機関で共有できていなかったことが協議を通じて共有できてきましたので、今後はこれを活かして、さらに深く掘り下げて具体的な対策にむすびつけたいと考えています。</p> <p>一次聞き取りシートについては、就業・生活支援センターやハローワークはもっと深い部分まで聞き取れるものをお持ちですが、他の機関は労働機関ではなく、様々な相談のひとつに就労の相談もあるということで、なかなか労働機関と同レベルの聞き取りまではできません。これは、労働機関でなくても次のステップにつなげるために相談初期で何を掴んでおけばよいのかといったことを整理したもので、この表が埋まらなかつたり不足する情報を別途労働機関が聞き取ることもあるとは思いますが、このポイントを押さえておくことで、少しでも次の機関にうまくつなげるようにするための窓口対応における雛形と考えております。今後、活用するなかで改良を重ねていきたいと思っています。</p>

事務局	<p>障がいのある方がどの窓口に行けばよいかわからない状況で来られることも多いので、仕事をしたいという言葉だけで就業・生活支援センターやハローワークを案内すると、勇気をもって市役所に来られたのに、相談したかった内容と違う機関を案内されたということになりかねません。</p> <p>市役所でもこうしたポイントを聞き取ることによって、より適切な機関に案内できるようにしたいと考えています。</p>
和田委員	<p>就業・生活支援センターの実績については、様々な関係機関と一緒にサポートしてきた結果が上がっています。例えば支援学校卒業生が就労する場合、学校の先生が開拓されたところにセンターも同行するとか、就労された後のサポートはセンターがメインで行いますが、センター単独で就労に結びつけたということではありません。</p> <p>就労に結びつきやすい方は、生活が安定している方、朝きちんと起きられたり身支度ができたりといった日常生活のリズムができています。特に訓練機関を利用された方は、必ず9時までにそこに行くようなメニューを経験されており、一定リズムができていますので、スムーズに就労に移行できます。在宅で生活リズムが乱れがちの方は、高い能力を持っていて就労に結びついたとしても、なかなか長続きしないといったことが多いです。</p>
奥村委員	<p>就労実績の定義ですが、少しでも勤務されたら途中で辞めてもカウントされるのですか。</p>
事務局	<p>アルバイトも含めて福祉就労以外の就労であれば、途中で辞めても実績にカウントしています。</p>
会長	<p>他にご意見やご質問はございませんか。特にないようですので、原案のとおり進めるということで確認したいと思います。</p> <p>以上について、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
会長	<p>異議なしの声をいただきましたので、ご承認いただけるようでしたら挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(挙手)</p>
会長	<p>挙手全員により、原案のとおり承認されたものとします。</p> <p>続いて、協議事項(2)障がい児の就学支援に関する方向性について、事務局に説明を求めます。</p>

事務局	<p>それでは、就学支援に関する方向性について、資料②-1をご覧ください。</p> <p>1 ページの1. 各機関の実施業務として、(1) 子育て支援課は、①家庭児童相談で家庭児童相談員が、②こころの相談で臨床心理士が相談に応じ、④養育支援訪問で支援が特に必要な家庭への訪問を実施します。⑤児童ショートステイは家庭での養育が困難な子どもを入所させ、2 ページの⑥児童トワイライトステイは家庭での生活が困難な子どもを通所させます。⑦要保護児童対策地域協議会は要保護児童の発見・保護、要支援児童の支援等を図るため、関係機関が連携して対応する役割を担います。</p> <p>(2) 子育て発達支援センターは、①発達相談が心理士、②OT相談が作業療法士、③言語相談が言語聴覚士による相談・検査等で、④発達クリニックは小児科医師、⑤発達支援クリニックは児童精神科医師による相談対応です。他にも3 ページにかけて、専門職が乳幼児健診や保育所・小中学校を訪問し、保護者・保育士・教員への助言や支援方法に関する協議を行います。</p> <p>(3) 基幹相談支援センターと社会福祉課は、①基幹相談支援センターによる助言などのほか、②障害児相談支援で相談支援事業所が福祉サービスの利用計画を作成し、この利用計画に基づく福祉サービスをサービス提供事業所が行います。③児童発達支援は日常生活における基本動作・知識技能・集団生活への適応訓練などを行い、④医療型児童発達支援は③の内容に加えて治療を行います。4 ページの⑥放課後等デイサービスは事業所で生活能力向上のための訓練や社会交流に向けた支援などを行います。</p> <p>(4) 小中学校・学校教育課は、①調査・相談部会で児童等の状況を把握して就学判定を行い、③教育相談で障がい実態の把握が困難な児童等の相談を実施します。④スクールソーシャルワーカーは福祉制度の利用相談も行う専門職で、園部中学校に1人・週2回勤務で市全域に対応、⑤スクールカウンセラーは心のケアや教師・保護者への助言も行う専門職で、園部小学校と各中学校に各1人・週1回勤務で各校区に対応されています。5 ページの⑥特別支援コーディネーターは障がい児の相談や家族・福祉機関等との調整役の教員で、各校に1・2名で各校区に対応されています。⑦不登校にはスクールカウンセラーを中心に対応されています。</p> <p>(5) 丹波支援学校は、①地域支援センターが本人・保護者・学校関係者に相談・研修支援を行い、②入学前説明会・体験学習で入学希望者や保護者に説明会を実施、入学決定後は在籍校への訪問等を実施し、③就学支援で在校生や保護者を対象に、校内関係者や福祉機関等との会議を持ち、課題解決にあたります。⑤不登校には校内相談のほか、福祉機関等との会議やスクールカウンセラーの活用も含めて対応されています。⑥スクールバスは、介助者同乗で市内</p>
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

停車便3台、遠隔地で通学困難な場合は寄宿舍を利用できますが、寄宿生はバスに乗車できないルールです。原公民館便が美山・日吉・内林町・栄町、6ページの桧山便が横田・小山東町・八木、亀岡市役所便が西田・南広瀬に停車します。

2. 洗い出した課題では、子どもの養育、義務教育や必要な福祉サービスを受けさせることは本来保護者の責務ですが、(1)は意識不足で責務を果たさない場合、(2)は事情で責務を果たせない場合にどうするのか、(3)学校生活に適応しにくい児童生徒の社会参加の場として、保護者・教育機関・福祉機関で十分な連携がないまま、放課後デイを利用する場合がある、(4)支援学校のバスは、バス停までは保護者の送迎が前提で送迎できない時にやむを得ず休学した、勤務先との兼ね合いで遠くのバス停まで送迎している、美山は最南端の原区までしかバスが来ない、寄宿生は普段送迎できないから寄宿しているのに帰省時に乗車できない、7ページの(5)は関係機関の相互理解・連携不足、進学・就職時に支援情報が引き継がれない場合がある、一般校から福祉につながることなく就労後、課題が深刻化してから福祉にたどりつくといったことを挙げています。

3. 解決に向けた取り組みは、継続検討中としています。この部分は市教育委員会の了承が得られていませんが、早期に実施できるよう引き続き教育委員会と調整します。

(1) 連携の強化などでカバーできる領域として、①②は福祉・教育の各機関がこの方向性と実施機関一覧表を共有することで、実施業務等に関する相互理解や日頃の連携を強化し、当事者への適切な案内につなげます。

③はケース会議等の調整機関を課題に応じて明確化することにより、迅速・適切なケース対応につなげます。

8ページの④は福祉・教育両部門合同の懇談会を開催することにより、各機関の課題を共有し、事業検証や新たな課題の掘り起しにつなげます。

(2) 新制度の創設などがなければカバーできない領域は、すぐには実施できない内容であり、まずは(1)に取り組むなかで、どのような制度であれば残った課題をカバーできるのかといった方向性を示したものです。

①支援学校のバスは、美山便を小型化して運行・介助者派遣を交通・福祉事業者に委託し、既存の美山便は日吉発着にして他の既存便も利用者ニーズに沿った運行形態にするとともに、一定の要件に合致すれば寄宿生も乗車を認めることで、通学しやすい環境を構築するという提案です。府の予算や体制面、他の支援学校との公平性などが課題であり、予算的な裏づけもなく記載することに難色を示されてもやむを得ないところでしたが、支援学校には、南丹市案と

	<p>することで市の提案を残す判断をしていただきました。</p> <p>②通学支援を図る新制度は、一定要件に合致すれば介助者を派遣することで、通学しやすい環境を構築するという内容ですが、市の予算や体制面、支援の必要が同程度の障がいのない児童との公平性などが課題です。</p> <p>③各部門での支援情報の共有化は、一般就労支援でも同内容を挙げておりますが、保護者合意や情報の取り扱い、各部門での活用ルールの整備といった課題があります。</p> <p>資料②-2は各機関共用の実施機関一覧表ですが、現場の教員や事業所の支援員が日頃から連携していくために、この方向性とともにより共有することによって、どこに連絡すればよいのかわからないといったことをなくすために作成したものです。</p> <p>以上について、協議会でご承認いただければ、教育委員会とも調整のうえ、今後の取り組み準備に移りたいと考えていますので、ご協議をよろしく願いいたします。</p>
会長	事務局の説明に対し、ご意見や質問はございませんか。
好川委員	聴覚障がいのある児童はどこに相談に行けばよいのでしょうか。
事務局	<p>発達支援センターの言語相談が利用できます。他にも乳幼児健診等にセンターの専門職が出向き、集団観察や個別観察を通じて支援が必要な子どもが見つければ、個別に支援方法を協議する体制です。さらに必要に応じて、センター等を通じて専門機関につなぐ場合もあります。</p> <p>なお、実施機関一覧表については、教育部門と福祉部門が日頃から連携できるようにしていくために作成したものです。</p>
松本委員	障がいのある方の相談時はわかりにくいことが多いので、多様な障がいがあっても画一的にはできないと思いますが、こんな相談時にはこんな流れですというフロー図が何パターンかあれば、当事者にはよりわかりやすいと思います。
事務局	<p>この一覧表は、教育機関が福祉機関に、福祉機関が教育機関に相談するときには連携しやすいよう、教員や支援員の活用を想定して作成しました。どんな悩みであってもどこに相談するか、市役所・学校・福祉事業所のどこであってもそれは当事者の自由だと思います。相談を受けた機関が完結できないなら、他の機関に適切につなげるようにしておいて、どこに相談されてもしっかり支援できる連携体制をつくらなければならないと考えております。</p> <p>当事者が相談しやすいようにするため、一般就労支援ではそうしたチラシも作成しましたが、就学支援に関しては、当事者が子どもであったり保護者も若</p>

	<p>い方が多く、すぐに近道にたどり着くのは難しいので、日頃から関わりのあるどこかの機関に相談したら、その機関が適切な機関につないで解決できるような体制づくりが必要だと感じております。</p> <p>そのために今、教育部門と福祉部門において、お互いの課題を共有するための協議をしているところであり、そのなかで当事者にとってもわかりやすいものを出していきたいと考えております。</p>
仲委員	<p>就労支援のチラシには京都市内の機関まで記載されていますが、聾学校や盲学校など、就学支援では専門機関などの記載が少し足りないかと思えます。</p>
事務局	<p>そもそもこの課題を上げた主な理由は、教育と福祉の連携にすき間があるということでした。この資料は、私たちも教育委員会や丹波支援学校の取り組みを詳しく知らなかったのも、まずは自分の部局の制度は知っているけど、他の部局の制度はわからないという各部局の担当職員に向けて作成したもので、市民の方に出す前段階のものです。</p> <p>本当は協議会にこの方向で行きますというものを出したかったのですが、調整が難航し、もう少し検討が必要ということになりましたので、今のようなご意見も頭に入れて、今後も教育委員会等と調整していきたいと思えます。</p>
事務局	<p>当事者には色々な課題があり、課題ごとのフロー図があればよいということにはわかっていますが、そのひとつが「障がい者福祉のあんない版」や府の「障害者福祉のてびき」です。これより先の段階として、様々な課題に応じて様々な種類をつくる作業まではできておりません。</p> <p>子どものことで様々な課題をお持ちの家庭があったとき、個々に応じたものがすぐ出せるようになることをめざしていますが、そのためには、教育にはどんな施策があるのか、福祉にはどんな施策があるのかといったことを各機関が互いに知っておかないと、当事者に適切な相談先を案内できません。こんなことが従来からできていればよいのですが、今はそこから進めているという状況で、この方向性を出したから完結だとは思っておりません。</p> <p>この方向性に基づき進めるなかで、教育・福祉の懇談の場も上げており、これも了解が得られていない状況ですが、実際に現場で先生がどんな悩みを聞いているのか、そのときにどのようにすれば対応できるようになるのかといったことは、互いに連携しないと詰められない課題ですので、そうした方向をめざして基礎的なところを固めている段階です。</p>
塩満委員	<p>ケース会議等の課題に応じた調整機関の明確化、教育・福祉部門合同懇談会の開催はぜひやっていただきたいと思えます。</p>

	<p>ソウルでは、療育の実施機関と小学校の連携が割と円滑であり、学校の先生が療育の状況を知ることにより、子どもへの教育が充実してきますので、子どもにとっては有意義なことです。</p> <p>この資料には、教育から労働や作業所とか、就学年限が終わってからのことも書かれていますので、ぜひ進めていただきたいと思います。</p> <p>連携にあたって各機関が何をするのかというときに、これはあなたの仕事、ここまでは私の仕事となるのは連携ではなくて、かぶる仕事をつくるのが連携だと思っています。そうすることが当事者にとって有益だと思っています。</p>
和田委員	<p>障害福祉関係からはアプローチされている感じは受けるのですが、教育委員会の思いがそこと同じ思いになっていないから、なかなか進みにくいのかなと思います。その辺りの認識の違い、課題や方向性などが教育と福祉で必ずしも一緒ではないということが根底にあると思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>学校は集団生活のなかで個人をどのようにするのかという視点で、福祉は個人に視点をおきますので、教育と福祉が必ずしも一緒ではない部分があるかと思っています。学校で子どもと接しておられる方については、悩みをこちらに持ちかけて、基幹相談支援センターが説明に行ったりしていますので、教育サイドでも現場の声を上げていただけるように今後調整していきたいと思っています。</p>
高屋委員	<p>この協議会は市の障がい福祉施策のベース会議ですが、今後、教育と福祉の課題を教育委員会等とどのように取り扱うのですか。</p>
事務局	<p>互いの業務範囲を主張するのではなく、まずは互いの業務範囲を知ったうえでどこにすき間があり、そのすき間に互いに一歩ずつ踏み出さなければならぬと思います。そのためにはこの方向性に基つき、現場同志の交流のなかでどのような声がでてくるのか、まずはここに持っていきたいと考えています。</p> <p>教育委員会にもこの資料を渡し、この協議会に出してもよいとの了解は得ており、一定の方向性は共有できた段階です。</p> <p>今後、福祉の担当が教育の現場に出向いたり、教育の方が福祉の現場に来られたりすることで、教育現場のことは福祉にはわからない、福祉現場のことは教育にはわからないといったことを乗り越える必要があると考えています。この協議会で承認されれば、このことも伝えながら、教育委員会と調整し、次の一步に移れるように取り組んでいきたいと思っています。</p>
会長	<p>他にご意見やご質問はございませんか。特にないようですので、原案のとおり進めるということで確認したいと思います。</p> <p>以上について、ご異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
会長	異議なしの声をいただきましたので、ご承認いただけるようでしたら挙手をお願いいたします。
	(挙手)
会長	挙手全員により、原案のとおり承認されたものとします。 続いて、協議事項(3)南丹圏域障害福祉事業者等の研修プランについて、事務局に説明を求めます。
事務局	<p>それでは、圏域事業者等の研修プランについて、資料③をご覧ください。</p> <p>これは、福祉事業者への意向調査を経て、南丹保健所・亀岡市・京丹波町にも提案したところ、保健所が中心となって前向きにご検討いただき、高齢・障がい含めて、新規人材の確保といった視点も追加していただき、従来から保健所が実施されてきた研修事業に南丹市の意向も組み入れる方向で検討が進められているところです。</p> <p>1. プラン策定組織として、圏域の事業者全体のレベルアップを図るため、仮称 南丹圏域介護・福祉人材の確保・定着促進協議会が次年度から設置される予定です。介護・福祉人材の新規確保と職場定着を設置目的としており、福祉部局だけではなく、労働部局にも参画を求める方向で検討されています。</p> <p>ここに南丹市もオブザーバーとして参画することにより、地元ニーズに沿った事業を体系的に実施していきたいと考えています。</p> <p>2. 事業実施計画については、6月までに研修計画を策定し、研修を実施しながら年度中期・年度末に検証を行い、以降の計画に反映させることとされています。</p> <p>2ページはこれまで保健所が独自に取り組まれてきた内容ですが、ここに事業者の意向を加味して、研修プランを策定していきたいと考えています。</p> <p>3ページは3月28日に開催の虐待防止研修の内容を記載しています。</p> <p>以上について、こうした方向で進めてよいかお諮りいたしますので、ご協議をよろしくお願いいたします。</p>
会長	事務局の説明に対し、ご意見や質問はございませんか。
仲委員	保健所主催の研修について、市内事業者の参加実績はわかりますか。
事務局	実績は把握しておりません。
塩満委員	人材の確保は喫緊の課題です。福祉学校の入学者も減少しており、福祉が細

	<p>ってくることに懸念されます。労働条件の整備に関する政策提起もしていただきたいです。</p> <p>韓国では公務員と同程度の労働条件であり、食べていける仕事にしていかないと難しいと思います。</p>
和田委員	<p>事業者のなかでも差があり、私どもの法人では国家公務員と同程度の給与水準です。小規模な法人はそんな状況ではありませんが、マスコミは給料が安いとかきついとか厳しいところばかり取り上げますので、誤解を生んでいる部分もあり、ネガティブな報道のイメージが先行すると、福祉の足を引っ張ることになります。こうした福祉のイメージを変える取り組みが必要です。</p> <p>平均の給料はどうなのか、それに対してどうするのかとなると、南丹市でどうにかできることではなく、国では処遇改善加算で給料を上げる仕組みもありますが、福祉人材が集まりにくくなっているのは大きな問題と思います。</p>
事務局	<p>保健所が福祉事業の就労に関する職業フェス等を開催されていますので、協議会でのご意見を府にも伝えていきたいと思います。</p>
事務局	<p>給料の話は市福祉部局の手が出せない課題ですが、介護報酬単価の引き上げについては、市長会・福祉事務所長会を通じて国にも要望しております。</p> <p>また、福祉のイメージアップについては、市も取り組めることがあるのではないかと感じましたので、一緒に考えていきたいと思います。</p>
会長	<p>私も福祉事業所の一員ですが、福祉業界は情報発信が下手で、悪い話題が先行してしまい、よい話題はなかなか取り上げられない状況です。</p> <p>今後、悪いイメージではなくて、現在行っている本当の取り組み・姿を地域住民の方に伝えていくことも、事業所としては必要かと思います。</p>
高向委員	<p>定員20名程度のNPO法人で職員が辞める理由は「正職員になりたくない」や「給料等の労働条件」です。労働条件が悪いから、募集しても応募がないというNPO法人もあります。</p> <p>大きい法人はスケールメリットを活用して、イメージアップに取り組んでほしいと思いますが、小規模事業所は袖は振れない状況で、せめて食べていける仕事にしなければなりませんので、そこは改善策がほしいです。</p>
奥村委員	<p>少子高齢化で労働人口が減少し、民間企業は人手不足です。福祉業界だけではなく、建設・運送業界などきついイメージがある分野は特にそうです。欠員が出て選べるほど求人はなく、質の高い人材を確保できない状況です。</p> <p>学校の先生には養成システムがありますが、福祉職員は誰でもなれます。専</p>

	<p>門職として認められておらず資格も必要ありません。そうしたなかで採用して育てなければならないということですが、志ある人が集まらず、国も計画的にそういう人を養成していません。</p> <p>研修を増やすと、ストレスがたまったりキャパのない人もいますし、現場は人手不足で支援の時間も割かれます。研修も悪いことではありませんが、難しいことをせずにシンプルにして、支援の時間を確保する必要があります。</p>
会長	<p>社会福祉法人は制度改革等が言われていますので、時代に遅れない形で進めていきたいと私は考えています。</p> <p>他にご意見やご質問はございませんか。特にないようですので、原案のとおり進めるということで確認したいと思います。</p> <p>以上について、ご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
会長	<p>異議なしの声をいただきましたので、ご承認いただけるようでしたら挙手をお願いいたします。</p>
	(挙手)
会長	<p>挙手全員により、原案のとおり承認されたものとします。</p> <p>続いて、(4) その他について、各委員さんや事務局から何かございましたらお出してください。</p> <p>特にないようですので、本日の議事を終了いたします。委員の皆様には、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。</p>
司会	<p>内藤会長には、円滑に議事を進めていただき、ありがとうございました。それでは、閉会にあたり、吉野 隆副会長よりごあいさつを申し上げます。</p>
副会長	<p>お忙しいなかご出席いただき、また、貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>私も障がい当事者ですが、各相談窓口や専門機関の連携のもと、支援事業がうまく進むようお願いしたいと思います。</p> <p>また、情報発信も横のつながりが必要だと思います。事務局も大変かと思いますが、各住民まで届くようお願いして、閉会のあいさつとします。</p> <p>本日はどうもご苦労様でした。</p>
司会	<p>それでは、以上をもちまして、南丹市地域自立支援協議会を閉会します。本日は、お忙しいなかのご出席、誠にありがとうございました。</p>